

田尻町立小学校いじめ防止基本方針

平成26年1月24日策定

以降毎年更新

はじめに

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな人間性を育成するための心の教育の充実」を教育基本方針とし、すべての児童が、いじめのない明るく楽しい学校生活を送れるよう、ここに【学校いじめ防止基本方針】を策定した。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめ防止のための組織

(1) 名称

①「児童支援委員会」

月 1 回、児童支援委員会で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換および共通理解について話し合う。

②「いじめ防止委員会」

いじめの相談があった場合等必要に応じて、当該学年主任や学級担任を加えて開催する。

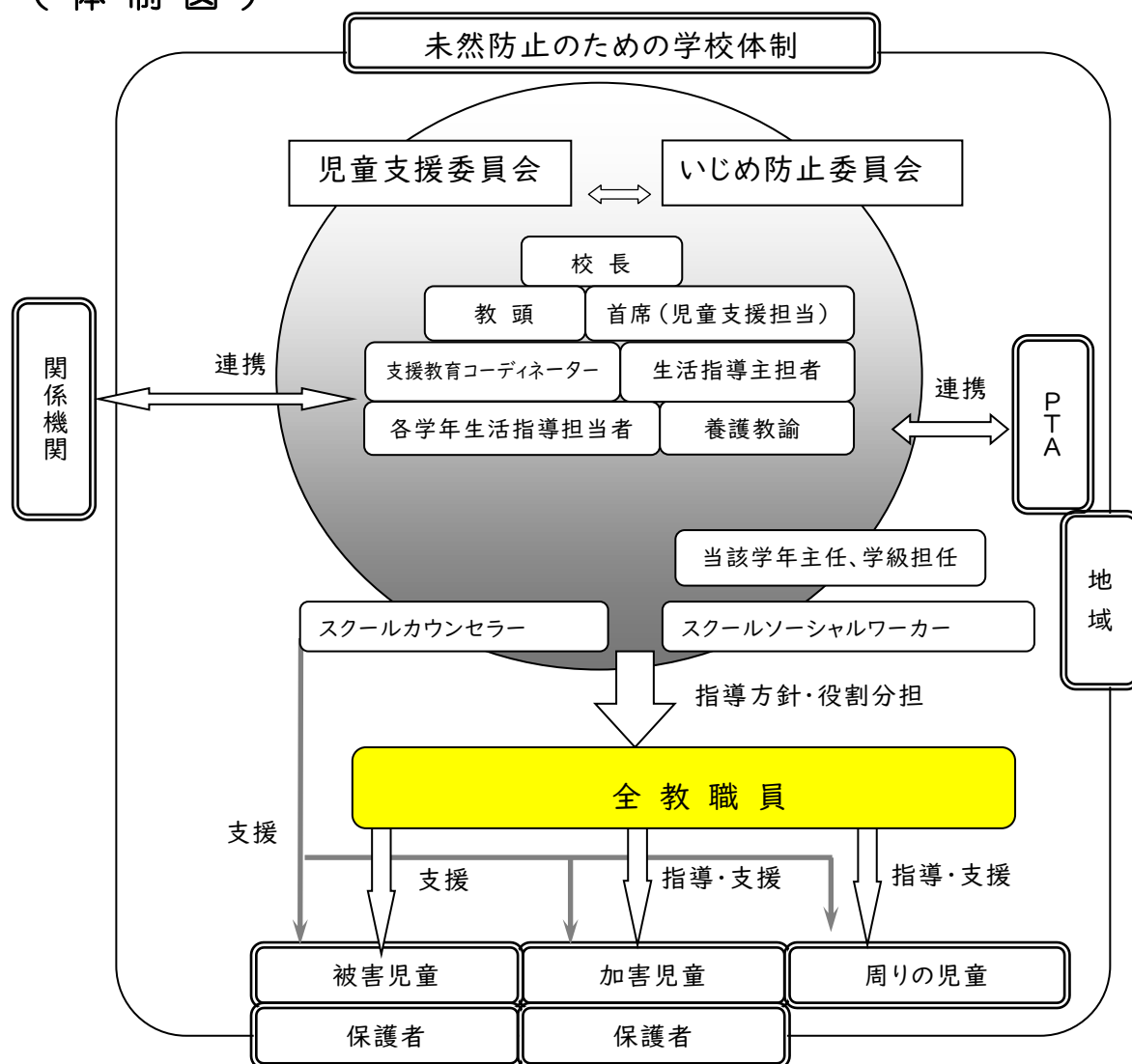
(2) 構成員

校長、教頭、子ども支援コーディネーター、生活指導主担者、各学年担当者、養護教諭、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(体 制 図)



(4) 部活動年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

4 月	児童や保護者への相談窓口周知 年間計画の企画検討
5 月	家庭訪問において、保護者へのいじめ防止のための協力依頼
6 月	(第 1 回) いじめに関する児童アンケートの実施および指導
7 月	全学級でいじめ防止をねらいとした道徳の授業の実践、個人懇談会で家庭での様子の把握
8 月	いじめの未然防止・早期対応に関する校内研修会の実施
10 月	(第 2 回) いじめに関する児童アンケートの実施および指導
11 月	学年・学級懇談会で保護者との情報交換の実施
12 月	個人懇談会で家庭での様子の把握
1 月	年間計画の進捗状況のチェック
2 月	(第 3 回) いじめに関する児童アンケートの実施および指導
3 月	「学校いじめ防止基本方針」の見直し

(5) 取組状況の把握と検証(PDCA)

生活指導部会は年3回以上検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた「学校いじめ防止基本方針」や計画の見直しなどを行う。

3. いじめを未然に防止するために

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員は日常的にその問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との信念をもって様々な場面で児童に示し、「いじめは決して許されない」との強い認識がもてるよう指導する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育むことが必要である。そのためにすべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意点としては、学習や体験活動等のさまざまな機会での達成感・成就感を味あわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。
いくつかの事例として、児童一人ひとりを大切に授業を展開し、分かりやすい授業づくりを進め、確かな学力の定着を図る。児童一人ひとりが活躍でき、自己開示・自己実現を図ることができる集団づくりを進め、子どもが主役の学級経営に努める。また、ストレスに適切に対処できる力を育むために、自分の思いを言葉で表現できる言語活動に力を注ぐ。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため校内研修を行い、教職員の理解と実践を深める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むため、思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。

- (5) 児童自らいじめについて学び、いじめを見て見ぬふりをすることは、観衆や傍観者としての存在に等しいことや、いじめを発見したらやめさせたり、先生や友達に知らせたりする行動をとることが大切と分らせる指導もする。

4. いじめを早期に発見するために

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート(生活アンケート)を学期毎に1回、年3回実施し、児童の実態把握に努める。早期発見のみならず、教育相談で児童の悩みや人間関係を知り、指導に生かす。スクールカウンセラーの役割を周知し、いつでも誰にでも相談できる体制の構築に努める。また、日常の観察として、「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気づいたことを共有する。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、学校の取り組みについて情報提供するとともに、児童が発する変化のサインに気づいたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「いじめ防止委員会」の設置を、PTA総会や学校だよりで広く周知し、生活指導部会および職員会議により、その役割や「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (4) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、慎重かつ適正に行う。

5. いじめ発見・通報を受けたときの対応について

- (1) いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。
いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主担等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめられた児童又はその保護者への支援について

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

7. いじめた児童への指導又はその保護者への助言について

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

8. いじめが起きた集団への働きかけについて

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。
「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。
そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカ

ウンセラーとも連携する。

運動会や校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、意見が異なる他者とも良好な関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

9. SNS やネット上のいじめへの対応について

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

PC やスマホを利用した SNS トラブルについては、発見までに一定時間が経過していることにより、複雑化するケースが多い。事実確認をする際、保護者の確認後、画面のスクリーンショット等により明確な資料を残す。事実情報が消去されている場合は復元も含めて教育委員会を通じて所轄警察署への協力を求める。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各学年に応じて、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。